

日本建築学会 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震災害調査ガイドラインの制定

平成 23 年 3 月 30 日

日本建築学会 会長 佐藤 滋

建築学会は、東北地方太平洋沖地震大災害調査支援本部を設置し、被害情報の共有化をメールで行い、建築学会のホームページを立ち上げております。

<http://wiki.arch.ues.tmu.ac.jp/saigai/>

加えて、現地の学術調査への取り組みが求められますが、被災地域（とりわけ津波被災地域）にあつては、被災者はじめ地域の方々が深刻な状況にあることと、依然ガソリンなど物資の流通に支障が生じていること、福島第一原子力発電所事故影響地域では、避難勧告地域は言うまでもなく周辺地域で極度の緊張が生じていることなど東北、関東の被災地域全域が被災・避難の方々の救援、支援のためいわば臨戦態勢にあります。

以上のような状況を踏まえて、当面の学術調査にあたっては、これらの状況を勘案し十分に慎重な対応が求められることから、以下のようなガイドラインを適用することとします。

以上

日本建築学会 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震災害調査ガイドライン

2011 年 3 月 30 日制定

東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部 本部長

辻本 誠

2011 年東北地方太平洋沖地震災害調査について、日本建築学会は以下の事項に従い、調査を行うものとする。

- (1) 日本建築学会が派遣する調査団は、(2)項および(3)項の手続きに従って東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部（以下、支援本部）に登録し、支援本部が調査対象地域の支部と協議の上認定した調査団のみを日本建築学会調査団とする（ただし、被害地域に該当する支部が、支援本部の了承の下に行う調査は除く）。また調査団は、支援本部の管理の下で行動することとする。
- (2) 調査団は、常置委員会単位、構造委員会においては、運営委員会単位以上で構成することを原則とする。また調査団は、調査対象地域の支部内の受入担当者を用意する。
- (3) 調査団を形成する意向のある委員会等は、別途定める手続き（別紙「日本建築学会 東北地方太平洋沖地震災害調査実施要領（案）」記載の調査団登録様式）に従って登録する。
- (4) 調査団は、調査結果の概要を支援本部に報告する。
- (5) 調査のタイミング、地域、および調査対象の選定等に関しては、当面以下のような点に十分留意するものとする。
 - (a) 現地では、余震に十分注意する。
 - (b) 東北地方の津波被害地は、災害支援を行う場合を除き、初期の対象地域から原則除外する。
 - (c) 福島第一原子力発電所事故にともなう影響地域は、調査対象地域から除外する。
 - (d) 調査においては、地域の交通事情、物資の流通状況等を適宜確認し、市民感情に十分配慮する。
 - (e) 当分の間、各自治体へのアプローチは原則遠慮する。
 - (f) 調査団員は、各自で傷害保険に加入するなどの手配をすることが望ましい。
- (6) 調査にあたっては、調査団員は本部が貸与する日本建築学会の腕章を用いること。
- (7) 調査内容を支援本部の了承なしにマス・メディアに公開するときには、日本建築学会の公式見解とならないよう、個人の立場で行う。

なお、被災地状況の変化等に応じて、本ガイドラインは適宜変更する。

以上

別紙

日本建築学会 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震災害調査実施要領

日本建築学会 東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部

1. 調査実施の骨子

(1) 調査団を形成する意向のある委員会等は、東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部に下記の項目を登録する。

- 調査団の名称
- 主な調査項目
- 調査団の構成、代表者氏名、連絡担当幹事氏名、調査対象地域の支部内の受入担当者名、および調査団員の氏名

(2) 連絡・情報発信について

- 調査団代表者および受入担当者は、支援本部および調査対象地域の支部と連絡を密に取る。
- 少なくとも調査団代表者は、災害委員会のメーリングリストにメールアドレスを登録する。
- 東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部は、日本建築学会の特設ホームページに随時調査結果の概要を公開する。

(3) 学会の調査報告書等のとりまとめへの協力

- 調査団は、日本建築学会が作成する調査報告書等のとりまとめにおいて、協力する。

2. 調査団の登録

(1) 登録用紙の提出

- 登録にあたっては様式-1 を用いる。

(2) 報告書の提出

- 調査終了後速やかに報告書を東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部に提出する。

3. 事務局連絡先

社団法人 日本建築学会 森山

〒108-8414 東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号

Tel 03-3456-2051 Fax 03-3456-2058

e-mail cpost@aij.or.jp

